

1. 競馬の仕組み

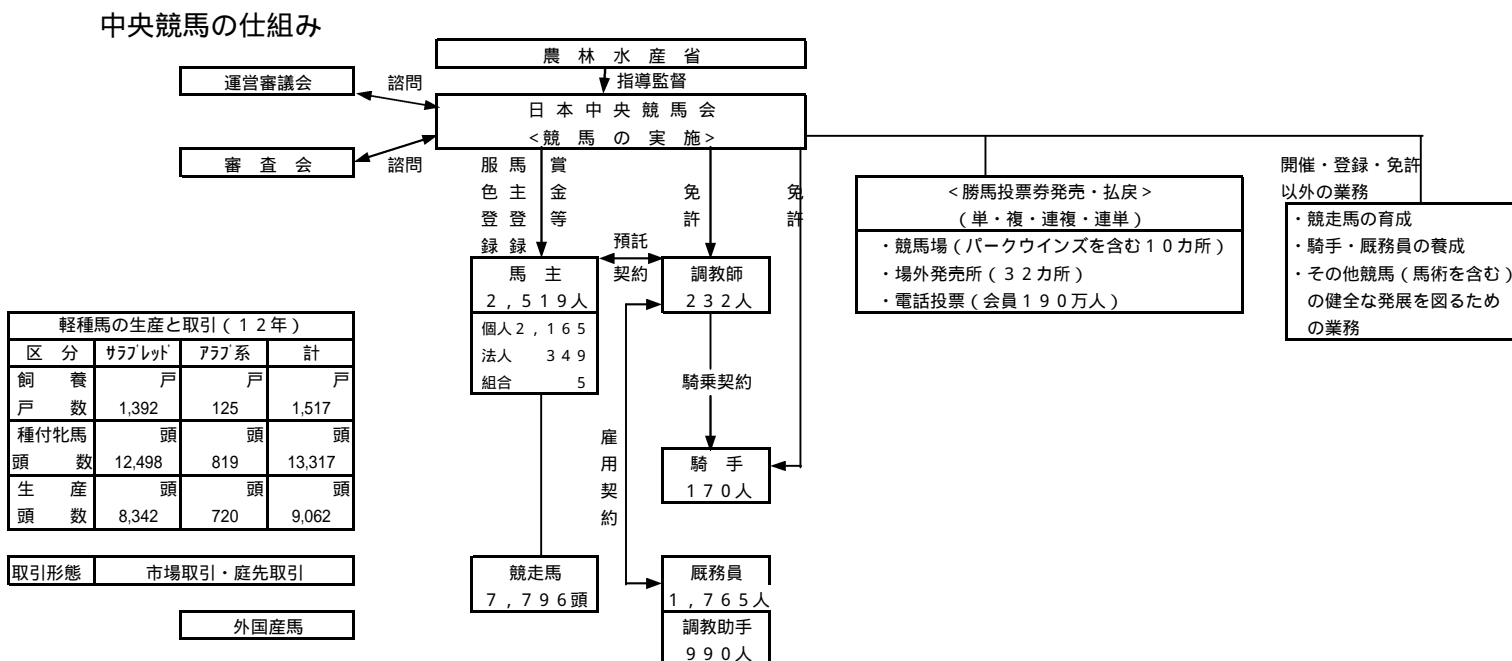
(1) 中央競馬の仕組み

沿革

- ・ わが国における近代競馬は、幕末混乱期（1861年）に、横浜の居留外国人によって行われたのが最初とされている。日本人に洋式競馬は、横浜の競馬を模倣し、明治3年に東京九段の招魂社（後の靖国神社）で、同社の例大祭奉納を目的として行われた。その馬は馬産の改良のため奨励され、次第に盛んになっていった。
- ・ 昭和23年から国営競馬として実施され、昭和29年、日本中央競馬会法に基づき日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）に施行権等が移管された。

現行制度

- ・ 中央競馬の施行者は、日本中央競馬会となっている。
- ・ 競馬を開催すること、馬主、馬の登録及び調教師、騎手を免許すること。
- ・ 競走馬の育成、騎手の養成及びその他競馬の健全な発展を図るため必要な業務。



* 1 馬主、調教師、騎手及び競走馬は、平成13年12月1日現在
 2 厩務員及び調教助手は、平成13年12月20日現在。
 3 その他は、平成13年12月26日現在

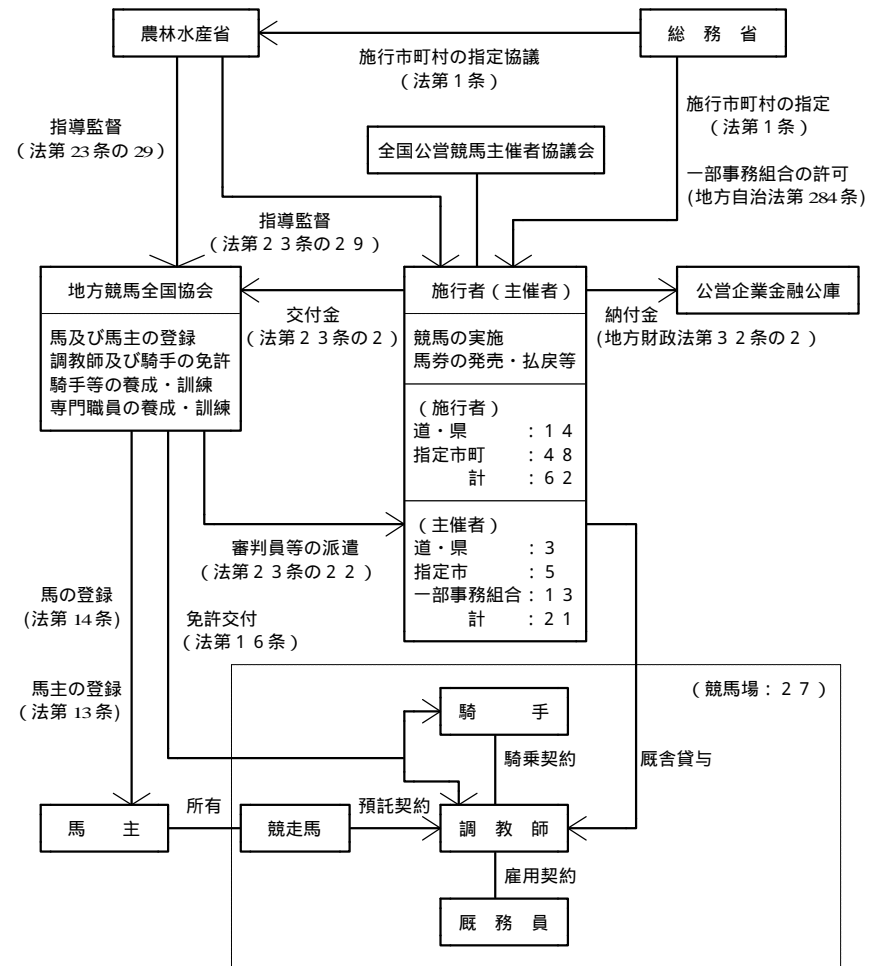
(2) 地方競馬の仕組み 沿革

- 全国各地の祭典競馬が発端となり、明治後期に産牛馬組合が馬匹の改良増殖を目的として始められた。その後、昭和23年に競馬法が制定され、それまで競馬を施行していた畜産団体（畜産組合又は馬匹組合）の資産等を地方公共団体が継承して移管された。
- 昭和37年に競馬法が改正され、各主催者が行っていた地方競馬の馬主及び馬の登録、騎手等の免許を全国的に統一して行うとともに、馬の改良増殖その他畜産振興への補助を行う機関として地方競馬全国協会（以下、「地全協」という。）が設立された。

現行制度

- 施行者は、都道府県のほか、著しく災害を受けた市町村又は地方競馬場が存在する市町村であって、総務大臣が指定した市町村に限定されている。
- 競馬の実施は、地方公共団体が自ら行うほか、他の地方公共団体に限り委託することができる。一方、登録・免許、騎手の養成等は地全協が行っている。
- 農林水産大臣は、主催者に対する地方競馬の実施に関する監督など、競馬法の規定に基づく指導・監督を行っている。一方、総務大臣は、市町村に対する施行権の付与、施行者に対する経営面の技術的助言のほか、地方自治法及び地方財政法の規定に基づく指導・助言を行っている。

地方競馬の仕組み



注：法とは競馬法をいう。

地方競馬全国協会

- ・ 地全協は、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的として、昭和37年に設立された。
- ・ 地全協の業務運営は、各主催者から納付された交付金によりまかなわれている。
- ・ 主な業務は、下記のとおりである。
 - (1) 馬主及び馬を登録すること
 - (2) 調教師及び騎手を免許すること
 - (3) 調教師及び騎手を養成し、又は訓練すること
 - (4) 審判員の派遣
 - (5) 馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業の経費の補助
 - (6) 各主催者から交付金を受け入れること

専門職員の養成・派遣

年 度	養成 (単位:人)	派遣 (単位:人)
平成10年	92	7,980
平成11年	86	8,038
平成12年	80	7,732
平成13年	56	7,167

注) 人数は、1年間の延べ人数である。